

茶式傳授

〔茶道筌蹄一〕相傳物之事

習事十三ヶ條 茶通箱 唐物點 臺天目 盆點 亂飾 眞臺子

右何れも相傳物ゆへ此書に不記、但し習事は原叟時代より始る也、其後啐啄齋十三ヶ條まで習事にするなり、

〔茶式花月集四〕傳授前之ヶ條

長緒 仕組點 組合點 茶筌飾 盆香合 軸飾 壺飾

臺飾 茶碗飾 花入飾 名物飾 花所望 炭所望

一傳授之分

茶通箱 唐物點 臺天目 盆點 亂飾

〔紳書九〕臺子の事、織田信長、利休をめて茶を立させられしに、臺子の體ことごとく新意を出して古制にあらず、信長其よしを尋申されしに、古制によらざる意趣逐一に其理ありければ、大に感じ給ひたり、其後豊臣太閤の時、利休をめて臺子の法制を能々傳授し給ふて、其上に利休に誓紙を參らすべし、一子にも我ゆるしなくば傳ふまじとちかへとあれば、利休誓詞を奉りて、これよりのち茶會には爐を用ひしに、太閤より傳授之人々七人ありて、これを臺子の七人衆と申せし也、其後織田有樂も傳授し給へと申せしに、太閤利休に仰せて傳授すべきよし也、有樂は臺子の制式は利休よりの傳也、細川越中守入道三齋も七人衆のうちなれど、其家々あれば傳授は仕らざりき、見習し事は有よし市尾伊織申されし也、今織田貞置の茶式は臺子をもはらとす、是則有樂傳也と、これも宗羽申しき、

〔茶事談上〕珠光門人多キ中ニ篠道甘或ハ志野、臺子ノ式法ヲ傳受ス、道甘ヨリ十四屋宗悟ニ傳受

シ、宗悟ヨリ紹鷗ニ傳受シ、紹鷗又宗易利休居士ガ茶事ニ器量アルコトヲ知テ宗易ニ傳受ス、宗易ニ